主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について

令和5年9月1日 加 賀 市

【1. 主任(監理)技術者について】

(1) 主任(監理)技術者の配置と専任について

建設工事を施工する場合、主任技術者又は監理技術者を配置しなければなりません。 公共性のある重要な建設工事(契約額 4,000万円以上、建築一式工事 8,000万円以上) に配置する主任(監理(※1))技術者は、原則として工事現場毎に<u>専任</u>で配置しなけれ ばなりません。(※1.特例監理技術者を設置した場合を除く。)

(2) 主任技術者の専任性の緩和について

国土交通省からの通知(「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成26年2月3日付国土建第272号)に基づき、次のとおり定めました。

専任を要する工事のうち、次の全てに該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事 又は

施工にあたり相互に調整を要する工事(※2)

かつ

工事現場の相互の間隔 が<u>10km程度</u>の近接 した場所にある場合

※2. 施工にあたり相互に調整を要する工事とは、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当 の部分を同一の下請け業者で施工する場合も含みます。

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・新工法を採用した工事
- ・第三者に対する影響が大きい工事
- ・施工条件が厳しい工事
- ・トンネル・橋梁などの重要構造物工事
- ・監理技術者の配置を要すると見込まれる工事(下請金額の合計が 4,500 万円以上、 建築一式は 7,000 万円以上)
- その他、兼務を承認することが適当でない工事

専任を要する工事を含む場合で、同一の主任技術者が管理することのできる工事の 数は、**原則2件**までです。

(3) 主任技術者の兼務に関する手続きについて

ア. 主任技術者の兼務に関する条件について

主任技術者の兼務条件については、入札の執行時に、ご提示いたします。兼務の条件を満たす場合は、他の工事現場との兼務を申請することができます。

イ. 主任技術者の兼務承認申請について

現在施工中の工事に配置している主任技術者を今回対象工事の主任技術者として配置しようとするときで、専任を要する工事を含む場合、兼務承認申請により承認を受ける必要があります。

兼務を希望する工事がいずれも専任を要する場合、予め他工事発注者の承認を得た 上で、今回対象工事発注者の承認を受ける必要があります。

また、専任を要する工事と専任を要しない工事との兼務を希望する場合、専任を要する工事の発注者から承認を得てください。

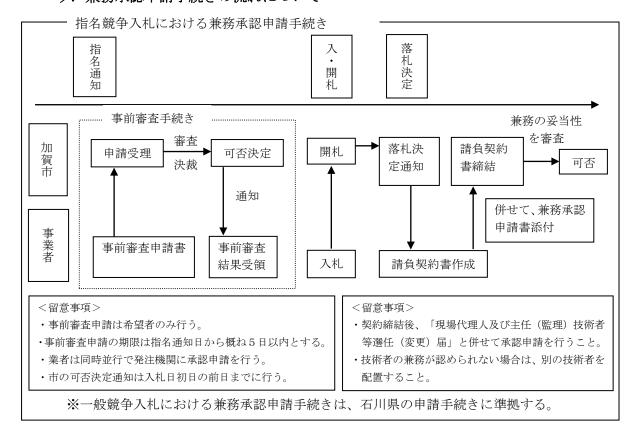
兼務承認: 主任技術者の兼務承認申請書により申請

※入札前に審査を受けたい場合

希望する者は、事前に兼務の可否について審査を受けることもできます。

事前審査: 主任技術者の兼務に係る事前審査申請書により申請

ウ. 兼務承認申請手続きの流れについて



【2. 現場代理人について】

(1) 現場代理人の配置について

市発注工事においては、加賀市建設工事標準請負契約約款(以下、「契約約款」という。)第10条により、現場代理人の工事現場における**常駐**での配置を義務づけています。

(2) 現場代理人の常駐義務の緩和について

国土交通省からの通知(「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」平成26年2月3日付国土建第272号)に基づき、次のとおり定めました。

次の全てに該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との 連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の兼務を認めます。

契約額が、<u>4,000 万円</u>
(建築一式工事 8,000
万円) 未満の工事である
こと

工事現場の把握を常にできる状況であり、速やかに工事現場に戻ることが出来ること

発注者又は監督員 と常に携帯電話等 で連絡が取れる体 制であること

かつ

(3) 現場代理人の兼務について

(2)により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ・ 兼務する工事が **3 件以内(対象工事含む)** であること
- 兼務する工事の現場間の移動時間が30分以内であること
- 契約額が 4,000 万円 (建築一式工事 8,000 万円) 以上の他工事の主任(監理) 技術者でないこと
- ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、8,000 万円未満であること

(4) 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事に配置している現場代理人(発注機関は問わない。)を別の市 発注工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、兼務確認申請によりその確 認を受ける必要があります。

兼務確認: 現場代理人の兼務確認申請書により申請

【3. 主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

(1) 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互にこれを兼務することができます。(契約約款第10条第5項)

(2) 主任技術者の兼務が承認された場合について

他の工事又は今回対象工事が契約額 4,000万円以上(建築一式工事 8,000万円以上)の主任技術者の専任を要する場合で、他の工事において主任技術者と現場代理人を同一人が兼ねているときに、今回対象工事の主任技術者との兼務を承認した場合は、【2.現場代理人について】の(2)及び(3)の要件にかかわらず、現場代理人を兼務することができます。

【4. 主任(監理)技術者等の途中交代について】

(1) 主任(監理)技術者の途中交代について

国土交通省からの監理技術者制度運用マニュアルに基づき、次のとおり定めました。

建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている主任(監理)技術者の工期途中での交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があります。主任(監理)技術者の途中交代を行うことができる条件について発注者と合意がなされた場合に認められます。一般的な交代条件としては、主任(監理)技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地への現場が移行する場合や工事工程上技術者の交代が合理的な場合などが考えられます。

(2) 現場代理人の途中交代について

現場代理人については、発注者と協議の上、工事現場の運営や契約上の権限行使に支障を生じないと認められれば、交代を認めます。

【5. 主任(監理)技術者の専任を要しない期間について】

(1) 工事現場への専任を要しない期間について

主任(監理)技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となりますが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しません。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要です。

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の

搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間。)

- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の<u>工場製作を</u> **含む工事**全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、 事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(2) 工場製作を含む工事の主任(監理)技術者交代に関する手続きについて

- ア. 配置予定技術者の届出について (設計額4,000万円以上(建築一式工事は8,000万円以上)の工事) 入札参加者が「配置予定現場代理人・主任(監理)技術者届(様式第13号)」に記載する主任(監理)技術者は以下のとおりとします。
 - ①工場製作を施工したのちに現場施工へと移る場合 (一部重複する場合も含む) 工場製作に係る技術者を記載する。
 - ②工場製作と現場施工を同時並行で行う場合 工場製作に係る技術者と現場施工に係る技術者が異なる場合は、それぞれを記載し、 各技術者の役割を明記する。

イ. 配置技術者の届出について

受注者が提出する書類は以下のとおりとします。

- ①工場製作を施工したのちに現場施工へと移る場合 (一部重複する場合も含む) 契約時
- ・工場製作と現場施工の期間を明示した「工程表(様式第7号)」
- ・工場製作期間の主任(監理)技術者を記載した「現場代理人および主任(監理)技術者等選任(変更)届(様式第14号)」
- ・工場製作期間の主任(監理)技術者の登録状況が分かる「コリンズ受注登録の写し」 現場施工開始時
- ・現場施工期間の主任(監理)技術者を記載した「現場代理人および主任(監理)技 術者等選任(変更)届(様式第14号)|
- ・現場施工期間の主任(監理)技術者の登録状況が分かる「コリンズ変更登録の写し」 ②工場製作と現場施工を同時並行で行う場合

契約時

- ・工場製作と現場施工の期間を明示した「工程表(様式第7号)」
- ・工場製作期間の主任(監理)技術者を記載した「現場代理人および主任(監理)技 術者等選任(変更)届(様式第14号)」
- ・工場製作期間の主任(監理)技術者の登録状況が分かる「コリンズ受注登録の写し」
- ・現場施工期間の主任(監理)技術者を記載した「現場代理人および主任(監理)技 術者等選任(変更)届(様式第14号)|
- ・現場施工期間の主任(監理)技術者の登録状況が分かる「コリンズ受注登録の写し」